

# 「沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例（案）」に関する意見交換会

## 議事録

開催日時：2024年2月14日（水） 10:30～12:00

開催場所：公益財団法人どうぶつ基金本部

出席者： ████████ 様 沖縄県 環境部 自然保護課 課長  
██████ 様 沖縄県 環境部 自然保護課 自然保護班 主任技師  
(以下、どうぶつ基金より)  
佐上 邦久 理事長  
佐上 悦子 顧問  
細川 敦史 顧問弁護士  
██████ 事務局スタッフ（議事録作成者）

## 議事内容

### I. 「沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例（案）」について

○沖縄県より以下の説明があった。

本条例案第13条への反対が多いなか、議会に提出すべきか検討が行われた結果、2月議会への提出は見送られた。しかし、条例の必要性はあると考えており、今後、内容を再検討したうえで提出を目指す方向に変わりはない。提出時期、関係各所との意見交換の方法、変更内容の開示等に関しては現時点で未定である。

### II. 沖縄県が考える飼い主のいない猫に関する課題

○沖縄県

飼い主のいない猫へのルールを守らない餌やりによって発生する周辺地域の生活環境の悪化、それに対する苦情が大変多い。また、繁殖制限をしていない猫に餌をやることで子猫が生まれる現実もある。こういった問題の解決に向けて条例は必要と考えており、餌やりについて何らかの規定を設けたい。

○どうぶつ基金

ルールを守らない餌やりについては、動物愛護法25条など現行法で対応可能であると考えているかどうか。

#### ○沖縄県

動物愛護法 25 条は重要な条文ではあるが、25 条は結果が生じてからの指導である。県としては、その地域の住民への被害や環境悪化等の問題が生じる前に調整を図っていきたいと考えている。

#### ○どうぶつ基金

餌をやるから猫が増えるのではない。問題は「ルールを守らない餌やり」である。大阪市や和歌山など、他の自治体で条例が制定されているところはあるが、例えば大阪市の場合は、餌やりを禁止するものではなく、環境を汚染することを禁ずる内容となっている。さらに大阪市では「餌やりを禁止するものではない」という補足もつけられている。

#### ○沖縄県

餌をやるから猫が増えるとは考えていないが、適切に餌やりがなされたとしても、不妊手術をしていなければ増えてしまう。飼い猫の遺棄等を防止するなど、蛇口を閉める対応をとったうえで条文の制定が必要と考えているが、ボランティアによる TNR の取り組みを阻害する意図はない。県としても、不幸な猫を増やさないために、今いる飼い主のいない猫に何らかの対応をしなくてはいけないと考えている。

#### ○沖縄県、どうぶつ基金

沖縄県もどうぶつ基金も、

- ・ 野良猫に関連して起きる問題を解決したい。
- ・ 餌やりのルール（後片付けをする等）を徹底したい。
- ・ 最終的に野良猫がいなくなることが理想。

という目標は同じである。それを達成するためにも有意義な意見交換を行いたい。

### III. 飼い主のいない猫への給餌等の規定について

#### ○「飼い主のいない猫への給餌等の規定（第 13 条）」のこれまでの推移

##### ① パブリックコメント案（2023 年 10 月 2 日）

第 13 条 何人も、飼い主のいない猫に対し、県又は市町村が定める方法によらず、給餌又は給水（以下「給餌等」という。）を行ってはならない。

##### ② パブリックコメント後の修正案（2024 年 1 月 30 日）

第 10 条 何人も、次項に規定する場合を除き、所有者又は占有者を確知することができない猫に対し給餌及び給水（以下「給餌等」という。）を行ってはならない。

2 所有者又は占有者を確知することができない猫に給餌等を行う者は、生殖を不能にする手術を施した猫その他規則で定める猫を対象として、容器を用いて給餌等を行うものとし、給餌等を行った後は速やかに飼料等を回収するものとするほか、周辺住民の生活環境に配慮してこれを行わなければならない。

③ 現行案 (2024 年 1 月 31 日)

第 10 条 所有者又は占有者を確知することができない猫に給餌及び給水(以下「給餌等」という。)を行う者は、生殖を不能にする手術を施した又は施すことを予定している猫その他規則で定める猫を対象として、容器を用いて給餌等を行うものとし、給餌等を行った後は速やかに飼料等を回収するものとするほか、周辺住民の生活環境に支障を生じさせることがないようにこれを行わなければならない。

すでに議会提出は見送られているが、③の現行案について意見交換を行う。

○どうぶつ基金

盛り込まれている内容のうち、餌やり後の後片付けや周辺地域の衛生環境に配慮することについてはその通りだが、どうぶつ基金が問題視しているのは餌やりの対象とする猫を限定している点（上記二重線部分）である。

餌をやっている方、餌やりに反対している方の双方が都合よく解釈できる内容で、これでは住民間の対立を生むだけであり、いずれ大きなトラブルとなることが予想される。

○沖縄県

条文は長崎県のものを参考にしており、長崎県からはそのような問題は起きてないと聞いている。

○どうぶつ基金

その認識は誤りであり、実際には問題が山積み。長崎県の地元ボランティアからは大変な状況であることがどうぶつ基金に数多く寄せられている。長崎県の条例は制定されてから 1 年ほどしか経っておらず、効果測定をするにはまだ早い。また、長崎県がそのような条例を制定していたことは知らなかったが、恐らく、事前に内容を公表したり、パブリックコメントを実施したりすることなく制定されたのではないか。事前に公表されていれば、今回の沖縄県と同じように大きな問題となっていたはずである。

○沖縄県

条例に餌やりに関する項目を含めること自体に反対か。

○どうぶつ基金

そうではなく、餌やりと不妊手術を関連付けている点が問題である。

沖縄県であれば、観光客が猫に餌をやるケースも想定される。「餌やりさん」とは猫に餌をあげた人すべてが含まれる。それを踏まえて、条例案のなかに県民を含む「餌やりさん」ができないこと（不妊手術をする責任）を盛り込んでいることが問題であり、一部分（上記二重線部分）を削除するだけで問題点は解消される。

#### IV. どうぶつ基金からの提案

県は「無責任な餌やりさん」という言葉を多用しているが、そもそもお腹が減ってかわいそうな野良猫に餌を与える行為は動物愛護法に基づいた行為であり、そこには何の責任も伴わない。

野良猫が増える原因は、飼い猫を捨てる、外を徘徊させ繁殖させる「無責任な飼い主」にあるのは明らかである。上記の現行案では「餌やりさん」に不妊手術の実施を求める内容となっており、住民同士の対立や「餌やりさん」へのいじめを招く懸念がある。そこで、現行案から不妊手術に関する記載を削除し、以下のような内容を盛り込むことを提案する。

##### 【現行案の訂正】

第 10 条 所有者又は占有者を確知することができない猫に給餌及び給水(以下「給餌等」という。)を行う者は、容器を用いて給餌等を行うものとし、給餌等を行った後は速やかに飼料等を回収するものとするほか、周辺住民の生活環境に支障を生じさせることがないようにこれを行わなければならない。

##### 【上記にくわえ、以下内容を盛り込んだ条項を別途定める】

- ・ 市民は未手術の猫を見かけたら行政に報告する。県の動物愛護センターやどうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業の制度を利用すれば、無料で不妊手術が受けられるので、ボランティアと協力して TNR を進める。
- ・ 無責任な飼い主に対して厳しく対応する。ただし、屋内飼養の徹底は沖縄という風土や県民性から実現不可能と考えるため努力目標程度にとどめる。飼い主による飼い猫のマイクロチップ登録と不妊手術の義務化を徹底し、繁殖を望むものは登録許可制にするような仕組みづくりを構築する。
- ・ 不妊手術予定の野良猫と不妊手術の予定がない野良猫の区別をすることは不可能である。また、どちらの猫も愛護動物であり守られるべき存在である。よって「不妊手術済みまたは予定の猫」と「不妊手術予定のない猫」を区別して、餌やりの可否を判断すべきではない。

##### ○沖縄県

どうぶつ基金が問題としている点や提案については把握した。今回の意見交換の内容を持ち帰り、地元ボランティア団体等の意見も踏まえて、今後新たな案を検討していきたい。新たな条例案については、作成時期や提示するかどうかも含め現時点では未定。次回 6 月議会での議案提出は時間的に無理ではないかと思われる。

以上をもって、意見交換は終了となった。